

空き地・空き家の

適正管理について



空き家・空き地の適正管理は所有者の義務です

家屋や塀などの倒壊や倒木、枝の落下などにより、損害を与えた場合その所有者は損害賠償などの管理責任を問われることがあります。また、隣地へ伸びる竹木の枝は、隣地所有者から切除を要求されることもありますので、所有地の管理をお願いいたします。

※民法 第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）
第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）

※町役場では、民有地の除草等をすることはありません。

不適正な状態にしないために

- 定期的に雑草の除草、樹木の剪定等を行い、状態を点検する。
- 自分で管理できない場合は、知人や事業者などに依頼する。
- 倒壊などの危険な状態にある場合は、速やかに修繕、解体する。
- 長期的に不在になる場合は、連絡先を近隣の方に伝えるなど、日頃から地域とのコミュニケーションを密にしておく。



八千代町役場 産業建設部 環境対策課
TEL: 0296-48-1111 (内線2420)